

平成 28 年度 第 1 回 大田区子ども・子育て会議（議事要旨）

日時：平成 28 年 8 月 2 日（火）19 時から 20 時 40 分まで

場所：大田区役所本庁舎 2 階 201, 202, 203 会議室

出席委員：澁谷委員、松本(幸)委員、田原委員、江尻委員、加藤委員、齋藤委員、内山委員、川田委員、平石委員、川口委員、菊池委員、松本(洋)委員、伊佐治委員 以上 13 名

（大田区立小学校 PTA 連絡協議会 小林委員欠席のため、同協議会 栃木副会長が出席）

区側出席者：後藤こども家庭部長、杉村子育て支援課長、鈴木こども家庭部副参事（計画調整担当）、柳沢こども家庭支援センター所長、浜口保育サービス課長、近藤待機児担当課長、和田生活安全・危機管理担当課長、林青少年健全育成担当課長、石川福祉部副参事（子ども貧困対策担当）、酒井障害福祉課長、澤発達支援担当課長、大村健康医療政策課長、鈴木健康づくり課長、亀井大森地域健康課長、明立都市基盤管理課長、井上教育総務課長 以上 16 名

傍聴者：7 名

1 開会

【事務局】「平成 28 年度第 1 回大田区子ども・子育て会議」を開催します。私は、会長選出まで進行役を務めさせていただきます、子育て支援課長の杉村と申します。本日の会議は、議事要旨作成のために録音させていただきますのでご了承願います。議事要旨は区のホームページで公開する予定です。

会議の開催にあたり、こども家庭部長後藤よりご挨拶を申し上げます。

2 部長あいさつ

【こども家庭部長】委員の皆さんにおかれましては、夜分お忙しい中、本会議にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。今回から新たに委嘱させていただく委員の方もいらっしゃいます。本会議は子ども・子育て支援法に基づく区長の附属機関として設置させていただいたものです。現在区は喫緊の課題である待機児童対策をはじめ、すべての子育て家庭に対する支援を地域や関係機関の方々とともに全庁をあげて取り組んでいるところです。本日ご審議いただく内容ですが、1 点目が法に基づく保育所等の定員設定に対する意見聴取、2 点目として昨年 1 年間のおおた子ども・子育てかがやきプランに掲げる区の実践をご報告させていただきます。

3 委員自己紹介

【事務局】この度、新たに委員になられた 5 名の皆様へ大田区子ども・子育て会議委員の委嘱をさせていただきます。本来であればお一人お一人に委嘱状を手渡しするところですが、今回は略式で机上にご用意させていただきました。任期は平成 29 年 3 月 31 日までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

本年度第 1 回目の子ども・子育て会議になりますので、委員の皆様にご自己紹介をお願いします。（委員自己紹介）

事務局として出席しております、課長職の紹介をさせていただきます。（事務局自己紹介）

次にお手元の資料の確認をさせていただきます。（資料確認）

4 「大田区子ども・子育て会議条例」「大田区子ども・子育て会議条例施行規則」の説明

【事務局】「大田区子ども・子育て会議条例」及び「大田区子ども・子育て会議条例施行規則」の概略を説明させていただきます。

資料2「大田区子ども・子育て会議条例」をご覧ください。この会議は区長の附属機関として子ども・子育て支援法に基づき設置されております。また、子ども・子育て支援法第77条に基づき、保育園などの利用定員に関する意見徴収や子ども・子育て支援事業計画の実施状況に関する審議などを行っていただきます。

資料3「大田区子ども・子育て会議条例施行規則」をご覧ください。委員の皆様は各分野から選出いただいております。詳細につきましては、名簿をご覧ください。なお、本日の会議は会議傍聴要領に基づき、傍聴が可能となっております。また、会議録取扱要領に基づき会議録を公開することとなっております。

5 「おおた子ども・子育てかがやきプラン」の概要説明

【事務局】資料4「おおた子ども・子育てかがやきプラン概要版」をご覧ください。

この計画は子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく法定計画であるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づき、第3期の大田区次世代育成支援行動計画の内容も包含しております。計画期間は平成27年度から平成31年度までの5か年間となっております。計画の策定にあたり、就学前児童の保護者6,000人、小学生児童の保護者2,000人を対象としたニーズ調査を行っております。なお、計画の策定体制等は記載のとおりです。

第3章は計画の基本的な考え方になります。基本理念として「未来を担う子どもを育み、子育てをみんなで支えるまちにします」を掲げ、子どもを尊重する視点など、基本的な視点を設けました。基本理念の下には「地域における子育て支援体制を充実します」などの6つの基本目標を設け、その下に21の個別目標、個別施策として合計187事業を掲載しております。後ほど187事業の実績をご報告させていただきます。

第5章は区の法定計画「子ども・子育て支援事業計画」の内容である「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」となります。こちらの事業についても、のちほどご報告させていただきます。

第6章の計画の進行管理ですが、この会議でご審議いただく前に、関係各課による庁内会議を実施しております。本日の会議で施策の実施状況に対する検証、評価を行い、翌年度の事業展開に活かしてまいります。

6 議事

(1) 大田区子ども・子育て会議 会長選出

【事務局】本会議の委員の皆様の中から会長の選出をお願いいたします。条例では会長は委員の互選によることとなっておりますので、どなたかご推薦をいただければと思います。

【齋藤委員】子ども家庭福祉がご専門で、他の自治体の計画策定にも携わっていらっしゃる学識経験者の澁谷委員を会長に推薦します。

【事務局】ありがとうございます。澁谷委員を会長にとのご推薦をいただきました。皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

【事務局】 それでは、会長は澁谷委員にお願いしたいと存じます。なお、副会長は引き続き平石委員にお願いしたいと存じます。

【事務局】 会長に選任されました澁谷委員は会長席へ移動をお願いいたします。その後、澁谷会長、平石副会長に一言づつご挨拶をいただきたいと思います。

【澁谷会長】 改めまして澁谷と申します。大学は横浜ですが、住まいは豊島区です。子ども・子育て支援計画については、この前身である次世代育成関連で、第1期は葛飾区、第2期は墨田区などいろいろ関わってまいりました。地域の実情につきましては、皆様のご意見をいただきながら、また平石副会長に甘えながら座長を務めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

【平石副会長】 私は民生委員を務めて15年になります。東京都全体としては待機児童が増加している状況です。また子どもの貧困が非常に大きな問題になっていまして、今後どのような対応をしていくのか、幼稚園でも保育をしなければならないですがなかなか進んでいないのが現状です。いろいろな課題がありますが、皆さんの意見を聴きながら良い方向にできたらいいと思います。よろしくをお願いいたします。

【事務局】 会長が選任されましたので、これからの進行は会長にお願いします。

(2) 子ども・子育て支援法第31条第2項に基づく意見聴取

【澁谷会長】 議事の2番目、子ども・子育て支援法第31条第2項に基づく意見聴取です。まず、事務局から資料の説明をお願いします。

【事務局】 平成29年4月1日開設の保育施設・事業の確認に係る利用定員の意見聴取につきまして、ご説明させていただきます。

本日は、認可保育所6施設について、子ども・子育て会議での意見聴取を実施させていただくため、資料3をお配りしています。6施設は全て新規開設園になります。

1番目の(仮称)ポピンズナーサリースクール馬込は、株式会社ポピンズが運営予定で定員数は60名になります。2番目の(仮称)にじいろ保育園南馬込は、株式会社サクセスアカデミーが運営予定で定員数は62名です。3番目の(仮称)はぐはぐキッズ洗足池motherは、開設予定地の近隣でA型小規模保育所「はぐはぐキッズ洗足池」を運営しているプリメックスキッズ株式会社が運営予定です。平成29年度は大田区家庭的保育事業の設置及び運営に関する基準を定める条例第6条に規定する連携施設として、平成30年には「はぐはぐキッズ洗足池」を分園する予定で、定員数は50名です。4番目の(仮称)糀谷駅前保育園は、糀谷駅前の再開発ビル内での開設です。学校法人簡野育英会が運営予定で、定員数は94名になります。5・6番目は認証保育所から認可保育所への移行案件です。5番目のくがはらさくらさくほいくえんは、現在の園舎近くに分園を建設して認可保育園に移行します。運営は株式会社ブロッサムで、定員数は72名になります。最後のケンパ西馬込は、新園舎を建設して認可保育所に移行します。運営は特定非営利活動法人ケンパ・ラーニング・コミュニティ協会で、定員数は60名になります。

資料には、「施設の状況」、「設置者の状況」、「認可認定定員数」と、2号～3号の認定区分ごとの利用定員を記載しております。利用定員の欄ですが、「2号認定子ども」の欄は3歳～5歳児クラスの定員の合計、「3号認定の満1歳未満」の欄は0歳児クラスの定員、「3号の満1歳以上」の欄は1歳・2歳児クラスの定員を示しております。1番下に定員の合計を示しておりますが、2号

認定子どもの定員 237 人、3号認定の満1歳未満の子どもの定員 30 人、3号認定の満1歳以上のこどもの定員 131 人で、合計 398 人です。認可保育所の認可定員につきましては、東京都に対し現在認可申請を提出しているところですが、利用定員につきましては、都への認可定員と同じものとしております。以上で資料の説明といたします。区としては、4月1日開設の認可保育所6施設につきまして、申請のとおり確認を行いたいと考えておりますので、ご審議をお願いいたします。

【澁谷会長】 ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見などございましたらお願いいたします。

【伊佐治委員】 0歳児保育が問題になっている中で、はぐはぐキッズは0歳児保育の受入れは厳しいということでしょうか。

【待機児担当課長】 区としては基本的に1歳児からを重点的に整備しているところです。他の施設で0歳児を設けているところはどうしても0歳児の受入れがないという諸事情がありますが、0歳児を設定しています。はぐはぐキッズは0歳児の設定はなく、1歳児からとさせていただいています。

【松本(洋)委員】 それぞれの施設については園庭があるのでしょうか。糶谷についてはビル内なので無いですが、散歩等はこういったところに行くのか、どのように考えておられますか。

【待機児担当課長】 糶谷につきましては駅前ですので、園庭はございません。こうした場合は近くの公園を代替園庭として使っていただきます。

【松本(洋)委員】 近頃は公園を使用するケースが増えてきて、地域によっては取り合いになっているケースもあると聞いています。こうした実態を掴んでいただきたい。例えば公園でなくても公共施設を使えるようにしてはどうでしょうか。

【保育サービス課長】 遊戯場の確保はこれからの課題であると認識しています。区立保育園では周辺の保育施設に園庭を開放したりしていますし、児童館などでも空いている時間は近隣の保育所に使っていただいています。今後も区の資源を活用し、できるだけ確保していきたいと考えています。

【松本(洋)委員】 支障がなければ、小学校と連携するなどしたらいいと思いますが、いかがでしょうか。

【教育総務課長】 小学校の校庭につきましては、使える状況にあればできるだけ連携していきたいと思っています。

【澁谷会長】 保育所の運営につきましては、待機児童の問題が社会問題化する中、一定の質を担保したうえで多様な運営主体の参入を認めているところです。もちろん最低基準をクリアしたうえで、子どもの福祉が守られる施設を造ることを大前提としながらも、他の施設も造っていただきたいと思っています。

(3) おおた子ども・子育てかがやきプランにおける平成27年度の実績報告について

【澁谷会長】 議事(3) おおた子ども・子育てかがやきプランにおける平成27年度の実績報告について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 それでは、資料 6、7 をご覧ください。まず、資料番号 6 はかがやきプランにおける 187 事業の実績報告となっております。187 事業ありますので、本日は 21 の個別目標ごと 1 事業のご報告とさせていただきます。資料 7 は子ども・子育て支援事業計画に基づき実施する事業です。1 から 11 まで掲載しておりますが、のちほどご説明をさせていただきます。

○資料 6「おおた子ども・子育てかがやきプラン 平成 27 年度の実績」について、ご説明いたします。

基本目標 1 地域における子育て支援体制を充実します（1 ページ）

・個別目標 1-1 子育て家庭に対する相談体制の充実

4 保育所の子育て相談をご覧ください。区では平成 27 年度からの事業として、妊娠届時に育児応援券を配布しております。この応援券は保育の観察・参加、試食の提供などができますので、これをきっかけに、妊婦さんが身近な保育園で子育て相談ができるようにいたしました。47 の区立保育園で平日の午前中に行っておりますが、相談件数は 241 件となっております。

・個別目標 1-2 子育て情報の充実（3 ページ）

4 児童館子育て講座をご覧ください。児童館では乳幼児親子が参加できるテーマを設定し、展開しております。平成 27 年度は 2,793 人の参加でした。お父様の参加ができるように、土曜日に設定するなどの工夫をしております。

・個別目標 1-3 子育て家庭の地域交流の促進（4 ページ）

2 子育てひろばをご覧ください。この事業は（地域子ども・子育て支援事業となっている）地域子育て支援拠点事業で、親子でゆったり過ごしながら子育ての不安や悩みを相談できる場所を提供しております。利用者は 4 か所合計で 81,987 人となっております。

・個別目標 1-4 子育てをサポートする地域のネットワークの充実（5 ページ）

3 子育てすくすくネット事業をご覧ください。地域の民生委員児童委員の皆様にもネット員として登録をいただいているところです。53 施設 908 名の皆様が登録いただいておりますが、昨年度から登録者数は変わらず、新たに登録いただく会員の方が少ないことが課題となっております。

基本目標 2 仕事と子育ての両立を支援します

・個別目標 2-1 保育サービス等の充実・整備（8 ページ）

こちらは保育園の整備支援等ございますが、のちほど計画事業の中で説明をさせていただきます。18 保育士確保対策です。待機児童の解消、保育の質の確保のためには、保育士の確保が課題となっております。就職フェアや宿舍借り上げ事業を行いました。就職フェアは 52 法人が参加し、就職相談会・面接会に 222 名、各ブースでの面接者数は 747 名でした。宿舍借り上げ支援事業は 49 事業者 242 名分の助成を行っております。

・個別目標 2-2 仕事と子育ての両立を促す意識づくり（9 ページ）

3 男女平等・男女共同参画に関する講演会やセミナー等の開催をご覧ください。落合恵子さんの講演会のほか、子育て中の 30 代から 40 代の女性を中心にセミナーを開催いたしました。このセミナー参加者の中には子育て中には自宅でパソコンを出して作業することは大変だったとの感想もありました。

基本目標 3 親と子どもの健康の確保及び増進を図ります（11 ページ）

・個別目標 3-1 親と子どもの健康の確保

1 すこやか赤ちゃん訪問をご覧ください。すべての乳児家庭を生後 4 か月までに、助産師、保健師が訪問し、乳児とその保護者の心身の状況や養育環境を確認しながら、切れ目のない支援につ

なげていくことを目的としております。助産師会の皆様にご協力いただき実施しているこの事業は（地域子ども・子育て支援事業の）計画事業となっております。こちらは、おおた未来プラン10年（後期）のモノサシ指標ともなっております。今年度の訪問人数は年間5,838人、実施率は96.7%となっております。

・個別目標3-2 学童期・思春期の健康づくりの支援（14ページ）

6 自殺総合対策の推進をご覧ください。区では緊急対応を要する相談の場合に対応できるよう、日頃から協力・連携関係を密にするとともに、年に一度、関係機関による自殺総合対策協議を開催しております。

・個別目標3-3 食育の推進（15ページ）

1 保育園・学校の栄養士との連携をご覧ください。関係機関での食育検討会とともに、年に一度、10月に食育フェアを開催し、区民へ食の大切さを啓発いたしました。

・個別目標3-4 産科・小児医療の充実（15ページ下段）

1 かかりつけ医の推進をご覧ください。両親学級、すこやか赤ちゃん訪問、健診の機会に近隣医を紹介し、かかりつけ医をもつことを勧めております。また、おおた医療ブック2016年版を三医師会の皆様が10万部発行し、区はその補助をさせていただきました。

基本目標4 子どもの生きる力を伸ばし、未来を担う人材を育成します（16ページ）

・個別目標4-1 豊かな心の育成・保幼小の連携

3 学校支援地域本部（スクールサポートおおた）をご覧ください。スクールサポートおおたは、学校教育活動の一層の充実のため、地域全体で学校を支援する仕組みです。各地区・学校別にコーディネーターのニーズや地域特性にあった研修の実施やコーディネーター同士のネットワークづくりを実施しております。

・個別目標4-2 様々な交流を踏まえた人材育成（18ページ）

3 リーダー講習会をご覧ください。青少年対策地区委員会の皆様のご協力をいただき、リーダー講習会（小学校・中高生向け）を実施いたしました。身近な地域で学校や学年を超えた様々な集団活動を通じて、社会性を身につけ、リーダーとしての資質向上を図っております。

・個別目標4-3 親子のふれあいの場・体験機会の場づくり（19ページ）

7 国際理解教育の推進をご覧ください。日本の伝統文化や異文化を理解するとともに、国際社会に貢献できる力を育成するために様々な取り組みを行っております。取り組みは一覧表のとおりですが、夏休みを利用して海外派遣も実施しております。

・個別目標4-4 子どもの居場所づくり（21ページ）

1 大田区版放課後子ども総合プランをご覧ください。こちらは地域子ども・子育て支援事業で、平成27年度から放課後ひろばを開設し、平成28年4月1日時点での開設数は30施設となっております。

基本目標5 子育てにやさしいまちをつくります（23ページ）

・個別目標5-1 安全・安心なまちづくりの推進

4 子育て世帯へのバリアフリー情報の提供をご覧ください。区施設のバリアフリー情報をホームページで公開しております。掲載施設は200件です。（現在、バリアフリーやユニバーサルデザインに係る技術的及び専門的な事項について指針となります（仮称）区民サービス及び移動等円滑化に関するガイドラインを作成中で、関係各課で検討を行っております）。

・個別目標 5-2 子どもを犯罪や交通事故から守るまちづくりの推進 (24 ページ)

2 子ども SOS の家による見守り活動の推進をご覧ください。子どもが犯罪などの被害に遭いそうになった場合の避難場所として子ども SOS の家を設置しております。平成 27 年度は取組を協力員に周知するための広報誌の発行やセブン-イレブンの協定を締結するなど、新たな取組を行いました。

・個別目標 5-3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 (26 ページ)

3 青少年をめぐる環境浄化旬間及び青少年健全育成大会の実施による啓発活動の推進をご覧ください。啓発活動の推進として、懸垂幕の掲出や区民と理解と意識を深めるため、青少年健全育成大会を実施しております。

基本目標 6 特に支援を必要とする子どもと家庭をサポートします

・個別目標 6-1 ひとり親家庭への支援 (27 ページ)

1 児童扶養手当をご覧ください。児童扶養手当はひとり親家庭で 18 歳未満の児童を扶養している場合に支給される手当ですが、平成 27 年度は受給者数 3,873 人となっておりますが、平成 26 年度は 3,955 人であり、年々微減傾向にあります。なお、児童扶養手当は法改正により、平成 28 年 8 月から第二子の加算額と第三子以降の加算額が所得に応じて増額することになりました。加算額ですが、現在、二人目の加算額は 5,000 円のところ、5,000 円増額されます。三人目は増額 3,000 円となっております。支給額は所得に応じて決定することとなっております。

・個別目標 6-2 児童虐待の予防及び被虐待児と家庭への支援 (28 ページ)

2 児童虐待防止ネットワークの充実をご覧ください。要保護児童対策地域協議会を代表者会議、実務者会議、個別ケース会議と実施しております。今年度、児童虐待マニュアルを改訂するとともに、関係機関に配布し、早期対応による重篤化を防ぐよう、関係機関と連携して取り組んでおります。

・個別目標 6-3 障がい児と家庭への支援 (29 ページ)

16 発達障がいの理解啓発の促進をご覧ください。ミニ学習会、個別相談を実施するとともに、12 月にはシンポジウムを行い、区民へ正しい理解、早期発見、早期支援のための適切な啓発を行いました。

・個別目標 6-4 外国人家庭への支援 (31 ページ)

3 外国人のための日本語教室の充実をご覧ください。外国籍の未就学児童・生徒のための日本語教室で、区立学校へのスムーズな就学につなげております。
以上、かがやきプランの事業についての概要説明とさせていただきます。

○資料 7 「子ども・子育て支援事業計画に基づき実施する事業」

施設型給付と地域型保育給付

保育サービス定員の確保策は、概ね目標に近い数値となっております。

子ども・子育て支援法に定める地域子ども・子育て支援事業

1 延長保育事業

ニーズ量と比べて、月極利用は伸び悩みましたが、スポット利用は多く利用されております。

2 放課後児童健全育成事業

学童保育定員数と提供量を比較すると、ほぼニーズを満たしております。

3 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

ニーズ量に比べて実績が上回っております。

4 地域子育て支援拠点事業

こちらのニーズ量が 57 万 9,000 人に対し、子ども家庭支援センターの相談、児童館の子育て相談などの件数を合わせると約 29 万を超えますが、ニーズ量は 57 万人を超え、かなりかい離しています。この点につきましては、検証・見直しをしておりますので、次回の会議で改めてご説明させていただきます。

5 一時預かり事業

こちらの計画上のニーズ量、提供量は 67,000 人となっておりますが、保育所に関して 24,000 となっております。こちら次回改めてご説明をさせていただきます。

6 病児・病後児保育事業

こちらは提供量を満たしております。

7 ファミリー・サポート・センター事業

こちら提供量と救助活動数は、ほぼ満たされております。

8 利用者支援事業

保育サービスアドバイザーによる相談事業です。確保方策として、実施箇所数 1 か所となっております。現在、保育サービス課にアドバイザーがおり、出張相談を実施しております。

9 妊婦健康診査

推計値 5,389 人のところ、6,155 人となり、上回っております。

10 乳児家庭全戸訪問事業

こちらは、個別目標 3-1 親と子どもの健康の確保でもご報告いたしましたが、推計値を上回る実績となっております。

11 養育支援訪問事業

こちらは、推計値 51 世帯、実績は 23 世帯となっておりますが、延べ回数では 275 回となっております。実績としては、平成 26 年度は 23 世帯、平成 25 年度は 48 世帯となっておりますので、年度により変化があると考えられます。

以上、子ども・子育て支援事業計画に基づき実施する事業についてのご報告です。

○質疑応答（以下、質疑応答は要旨で記載）

【会長】ただいまの説明について、委員の皆様からご質問・ご意見などありましたらお願いいたします。

【松本(幸)委員】たくさん事業がある中で重複していると思われるところ、例えば 1-1 相談事業でいろいろなニーズと場所によって分けているかと思うが、課によって縦割りで動いているところがあって、予算効率が悪いのではないかと。重複している事業の見直しを進めているかどうか。いろいろな相談拠点やウェブサイトがある中で、広報活動をどのように行っているのか。私も出版社に勤めていて、紙とウェブのメディアを持っているが、できる限り多くの人に届けるのがいかに難しいか痛感している。その中で「子育て応援サイト」と「おでかけマップ」という 2 つのウェブサイトがあるが、福祉とおでかけ情報を分けてしまっている、分割してしまったのはなぜか。件数が出ているが、全体の PV（ページビュー）か、また目安となる数字があやふやなので、お伺いしたい。

【子育て支援課長】まず 1 件目の相談事業の見直しについて、私どもは身近で相談できる場所があったほうがよいということで、各課で行っているのが現状。例えば、保育サービス課では妊婦に育児応援券を配布し、妊婦が窓口にお越しいただきやすくなった。また児童館ではお子さんが生まれてから相談に来られる方が多く、子ども家庭支援センターの「キッズな」などもあるが、相談できる

場所が多くあったほうがよいという観点から、このような事業を展開している。委員ご指摘のように、どういった形で利用されているかという点については、見直しをしていきたいと考えている。

広報について、3ページの子育て情報の充実で、子育て支援課では2番の「子育て応援サイト」、3番で紙媒体の「子育てハンドブック」を作成している。ウェブの使われ方はこれから検証が必要。「子育て応援サイト」も最高値が1か月に5万件アクセスある中で、「おでかけマップ」と連携できる方法を考えていきたい。

【松本(幸)委員】母子手帳をもらったときや子どもが生まれた時に多くの印刷物をいただいた。印刷物が多い。私も出版社にいて、自治体からパンフレットの依頼等があるが、同じような資料をいろいろな部署が作成している中で、紙の効率、手元に残る歩留まり率を考えると、1つにまとめて全てそれで完結するような情報ダイジェストを発行すると廃棄率が減るのではないかと。大企業では何億円もの広告費を出してCMをつくるが、区ではなかなか難しいと思う。例えば母親が来る場所にパンフレットを置いてもらうとか（例えばスーパーのレジ横の荷物整理台にパンフレットを設置するなど）できないか。「こどもSOSの家」でセブン-イレブンと提携したのは、すごくいい事例だと思う。（保護者は）区役所、出張所、児童館に足を運ぶことがそんなに多くない。生活動線の中にメディア化できるものといったらスーパーやコンビニなどになると思うので、スーパーの連合会などに話をし、区内スーパーの荷物整理台などに置かせてもらうと、もっと目につくのではないかとと思う。

【子育て支援課長】（広報の例として）平成28年7月1日から妊婦を対象とした「大田区きずなメール」を開始した。インターネットでの登録となるが、妊娠期には毎日おなかの中の赤ちゃんの様子や、ママのお食事や生活のアドバイスなどをメールで配信している。子育て期には赤ちゃんの年齢によって、必要な情報をタイムリーに配信している。いろいろな工夫が必要だと考えており、スーパーやコンビニでの案内など、どのような方法があるのか今後研究していきたいと考えている。

【松本(幸)委員】青少年育成について、そろそろインターネットやIT・デジタル分野の教育も取り組みが必要であるかと思うが、区では取り組んでいるか。

【教育総務課長】ICT教育については、電子黒板やタブレット教科書の導入など、小・中学校で整備しながら進めているところです。

【松本(幸)委員】乳幼児健診と予防接種の接種率について、受けていない数パーセントの方が気になる。児童虐待がある家庭は検診等に来ない傾向があるとメディアで見たことがあるが、来なかった方へのアプローチはどのようにしているか。

【大森地域健康課長】虐待などがあるかもしれないので、例えば4か月検診のときに電話等でアプローチしている。その中でフォローアップしなければいけない時には、地域健康課だけではなく、子ども家庭支援センターと連携し支援しているが、全て100パーセントにするのは難しい。

【伊佐治委員】大田区としてこれだけのメニューをやっているのはありがたいことだが、自分も子育てしている世代だが、例えばかがやきプランの実績報告16ページの適応指導教室「つばさ」の年度末の在籍校復帰者数22名とあるが、この中でも何人か戻ったりした方もいるかと思うが、負の部分の実績についてもう少し明確に出していただくと議論しやすいと思うが如何か。

【教育総務課長】 つばさについて、かがやきプランの実績報告の中ではそのような集計報告はない。一つ一つの事業の実施の中でいろいろな結果が出てくるが、それらの結果は各所管課の事業の見直しに反映している。かがやきプランの見直しの中で、必要があれば情報提供していきたい。

【伊佐治委員】 こういう場でもそうした議論ができればありがたい。この会議に初めて出たので、実績報告が出た場合に何の議論をするのか分からない。

【澁谷会長】 基本的には1年間、計画を策定した事業について、状況を確認した上で何か質問がないかということと、もう1点はどういう点がうまくいっていないのか、数値に表れていない部分について、計画途中であっても区が検討しなければいけないこともあるかと思われるので、ご意見をいただきたい。

【伊佐治委員】 次年度が中間見直しの時期ということだが、今年度新たに上乘せするということはありえるということでしょうか。

【澁谷会長】 法改正等、区として臨機応変に対応しなければならない理由があると思う。今出てきている意見を踏まえて、状況の精査をして来年度につなげていくのが1年目の大きな課題だと思われるが、至急対応しなければならないことが出てきた場合はどうなるか。

【子育て支援課長】 平成27年度から平成31年度までの計画期間のうち、平成29年度が中間見直しとなっているが、その中間見直しの際にはニーズ調査を行い、各項目の見直しをしていくということになる。さきほど伊佐治委員からご意見いただいた件については、当プランの柱の部分は来年度の中間見直しで行うこととなるが、本日は各事業への課題や改善等のご意見をお伺いし、事業の見直し等を検討していきたい。

【伊佐治委員】 会議運営上の話となるが、各事業の見直しについて、ここで意見していくのは会議として成り立つのか。

【子ども家庭部長】 報告の仕方について、187事業があり、今回はこのような形で実績報告をまとめさせていただいた。昨年は体裁が異なって前プラン5年間の取り組みと評価があったが、今回はプランが切り替わって初年度ということで実績報告とさせていただいた。187事業については各年度、予算の関係もあり、事業の見直しもある。目標についてはなかなか変更できないが、各事業については、見直しや廃止、あるいは新規事業開始というような修正は毎年度あると考えている。中間年度の見直しに関しては、以前から子ども・子育て支援事業計画のニーズ量が実態と合わないことが課題であり、中間年度でニーズ量を取り直し、5か年計画をもう一度見直していくことが法律上盛り込まれている。大田区次世代育成支援行動計画については、毎年度各事業の見直しを行っていくことになっている。報告書の作り方については本日ご意見をいただいたので、検討していきたい。

【大田区立小学校 PTA 連絡協議会 栃木副会長（以下、小 P 連栃木副会長）】 実績報告資料 22 ページの 4-4 校庭等開放について「放課後子ども教室実施校」とあるが、21 ページ 4-1 小学生の居場所づくりの「放課後ひろば」（開設数 30 施設）と重複するという認識でよいか。重複している場所は平日開放せず、土日開放のみということでしょうか。

【子ども家庭部副参事】 21 ページの「放課後ひろば」とは学校のなかで放課後子ども教室と学童保育をセットで実施しているところの名称で、22 ページの「放課後子ども教室」と一緒に、放課後子ども

教室を設置した学校については、平日の校庭開放は運営事業者が利用する。PTA の校庭開放はこちらに移行するという考え方で、土日のみとなる。

【小P 連栃木副会長】 この事業移行の流れは区立小学校のほぼ半分という認識だが、今後拡充されていく予定か。

【こども家庭部副参事】 「放課後子ども教室」は教育委員会所管事業だが、今年度さらに拡充し、改築予定の学校を除き、ほぼすべての学校で来年度整備する方向で進めている。

【小P 連栃木副会長】 校庭開放について、ほとんどの小学校は平日が委託事業者、土日はPTA が委託されて実施していくという認識でよいか。

【こども家庭部副参事】 現状はその認識のとおり。

【小P 連栃木副会長】 30 施設でどれくらいの実績があるのか出してもらおうと、委員の方々にもこんなことをやっているのか、わかってもらえるかと思うが如何か。

【こども家庭部副参事】 今後の報告の中で、利用児童数等を集計していきたい。

【小P 連栃木副会長】 20 ページの国際理解教育の推進について、日本人の子どもたちに対して英語教育を推進していくということだが、中教審の答申、オリンピック・パラリンピック、羽田空港等があり、今後力をいれていくのはありがたい。31 ページの外国人のための日本語教室の充実について、PTA をやっていると切実で、親御さんが日本人でないとPTA の割り振りをお願いするときに話がかみ合わないことが非常に多い。英語だったらある程度話せるが、中国語、韓国語、タガログ語等の場合、学校側、PTA 側もお話をするのが難しい。お子さんもそうだが、保護者の方に対して、行政の窓口も困っていることがあるかと思うが如何か。

【子育て支援課長】 身近な暮らし情報の発信は広報紙等で行っているが、タイムリーな翻訳は今のところ考えていない。区役所本庁舎の窓口ではタブレット端末を活用し通訳を行っているが、学校で利用できるかどうかという点はあるが、そのような取り組みも行っている状況。

【小P 連栃木副会長】 おそらく4年経って、東京オリンピックが近づいてくるとこういった話が出てくるかと思い、質問させていただいた。資料7でニーズ量と提供量はほぼパラレルではないかとの説明だったが、本当にそうだろうか。私の本職は医師だが小児科のドクターではないので子どもの病気に弱い、病院に行かなければいけない、保育園にはまだ行けないという状況は多いと思うが如何か。

【保育サービス課長】 病後児保育施設は現在6施設、定員は合わせて最大33名、実績は平成25年度3,722人、平成26年度3,684人、平成27年度3,885人と一度減って増加しているが、分析すると病気が流行するときは集中するので、年間を通じて利用されるものではなく、必要なときに重なってしまう、利用したい時に空いていないというのが実態である。年間を通じてニーズ量と供給量をマッチさせるのは非常に困難だが、利用したい時に使えるのが区民にとっては大事なことであり、出来るだけ定員は拡充していく方向で、医療機関の方々には協力をお願いしている。

【澁谷会長】 今後どのように見直していくかについては、他区では基本目標や重点課題について集中的に取り上げたり、震災後であれば子育て家庭への避難情報をどう提供していくのかといったことを集中的に取り上げたり、いろいろな進め方が考えられると思う。広く全体的に見ていくのか、集中的に見ていくのがよいのか、私も様子を見させていただきながらやっていきたい。

【平石副会長】 私は民生委員児童委員をやっているが、児童館の子育て講座、保育所、児童虐待、貧困問題等で現状何が必要とされているのか、区はどのような考えをもっているか、今後どのような対応をしていくのか。187 項目の事業はあるが、(この会議では) 今年はある(特定の) 問題に対して力を入れて、いい方向にもっていくという方向付けをしてほしい。

【福祉部副参事】 子どもの貧困対策について、今年度 1 年間かけて計画を策定していく。また平成 28 年度から、福祉部で生活困窮世帯のお子さんを対象に、学習支援事業を実施している。貧困といわれている子どもたちへの支援については、全庁的に連携して計画として策定しているところで、かがきプランとも連携して進めていく。

7 情報提供

(1) 改正児童福祉法の設置に伴う児童相談所の設置について (配付資料なし)

【事務局】 区はこれまで「おおた未来プラン 10 年(後期)」において、深刻化する児童虐待問題に対して主体的な取組みの強化を図るため、平成 25 年度には 23 区合同で「特別区児童相談所移管モデル」を作成し、平成 26 年度には各区「特別区児童相談所移管モデル」具体化の検討など、児童相談所の区への移管に向けた検討を進めてきたところです。

このような中、本年 5 月 27 日に第 190 回通常国会におきまして、改正児童福祉法が成立しました。今回の法改正の趣旨は、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法理念を明確化するとともに、母子包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずるとされております。

特に重要なポイントとして、政令で定める特別区において児童相談所が設置できるようになりました。また、附則の中で「政府はこの法律の施行後 5 年を目途として、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、その設置に係る支援その他の必要な措置を講ずる」となっております。

今回の法改正により、これまでの 23 区一律の移管から、準備が整った区から児童相談所を設置する手上げ方式となりました。区では、法改正成立後すみやかに「準備が整いしだい児童相談所を設置することを目指し、速やかに移管に向けた準備を始める」(平成 28 年 5 月 27 日区長決定) と区の方針を決定し、全庁的な検討会を立ち上げたところです(事務局はこども家庭部の子育て支援課と子ども家庭支援センターが共同で担当)。

今後、児童福祉法の改正点を踏まえ、71 万人の区民を有する基礎的自治体として、移管にあたっての様々な課題を解決し、児童の生命を守り、児童相談行政の機能を十分発揮できる児童相談所の設置に向けた検討を進めてまいります。

(2) 保育園・学童保育保育料の改定について (配付資料なし)

【事務局】 現在、区では平成 29 年度の保育園・学童保育保育料の改定に向けて準備を進めております。保育料改定の背景ですが、少子高齢化の進行や保育ニーズの多様化などの社会情勢の変化や、待機児童解消に向けて「保育の質」を確保した保育サービス基盤の拡充に伴い、区が担う認可保育所などの運営経費は今後も増加することが見込まれております。

一方で保育料・学童保育保育料は、平成 18 年以降見直しが行われておりません。こうした背景のもと、保育サービス利用者間や保育サービスを利用していない家庭との間における公平性や受益と負担の関係性などの視点から、認可保育所及び学童保育の保護者負担のあり方について見直しが必要とされているところです。

改定案作成にあたっては、昨年度、学識経験者の委員を含めた「大田区保育園・学童保育保育料検討委員会」でご提言いただいた、①公平性の視点、②受益と負担の関係性の視点、③少子化対策の視点、④子どもの貧困対策、⑤保育の質の確保の視点という 5 つの視点を踏まえて作成いたしました。

主な見直しの内容ですが、認可保育所保育料については、負担能力に応じた階層の見直しや保育料の階層区分による税額幅の見直し、0 歳児保育料の単独設定、2 人目の児童に対する保育料減免幅の拡充、区市町村民税均等割世帯等の保育料の低減となっております。学童保育保育料の見直しについては、通常利用保育料の見直し、夏休み利用保育料の見直し、2 人目以降の児童に対する見直し、低所得世帯への負担の軽減となっております。

改正案については、すでに6月中旬から7月初旬にかけてパブリックコメントを行い、200 件を超えるご意見をいただいております。現在、ご意見についてとりまとめ中です（8月より区ホームページにて公開中）。

【澁谷会長】最後に、事務局から事務連絡があればお願いいたします。

【事務局】次回の会議は、11月頃を予定しております。日時が決まり次第、ご連絡いたします。

開催通知につきましては、改めて委員の皆様にお送りいたしますのでよろしくお願い申し上げます。また、会議の傍聴についてですが、事前申込みによる保育の実施を予定しています。区報・ホームページでお知らせいたします。

【澁谷会長】これをもちまして、平成 28 年度第 1 回大田区子ども・子育て会議を終了いたします。